

令和7年12月19日
保健福祉政策部
国保・年金課

令和8・9年度後期高齢者医療保険料の検討状況について

1 主旨

後期高齢者医療制度では、被保険者の一部負担金を除いた医療給付費等のうち、約1割（後期高齢者負担率）を保険料でまかなうこととなっている。保険料は、被保険者数や医療費の伸び等を勘案し、2年ごとに見直される。今般、東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「都広域連合」という。）において、令和8・9年度保険料の検討が進められ、算定案が示されたので報告する。

なお、令和8年度から「子ども・子育て支援金」制度が施行されることに伴い、医療分の保険料とは別に、子ども・子育て支援金分の保険料が賦課されることとなっている。

2 保険料率改定の要因

（1）保険料率を算出する主な基礎数値

① 被保険者数（都広域連合）

令和8年度 179.0万人（前年度比0.22%増）

令和9年度 178.8万人（前年度比0.11%減）

② 医療給付費（都広域連合）

令和8年度 1兆6574億円

（1人あたり92万5932円（前年度比1.44%増））

令和9年度 1兆6831億円

（1人あたり94万1334円（前年度比1.66%増））

③ 後期高齢者負担率（全国）

令和8・9年度 13.27%（前回比0.6ポイント増）

④ 賦課限度額（全国）

令和8・9年度 医療分80万円、子ども・子育て支援金分2万円

※令和7年度 80万円

⑤ 子ども・子育て支援金拠出額（都広域連合）

令和8・9年度 125億円

（2）都広域連合独自の特別対策等継続の有無

保険料額の急激な上昇を避けるため、葬祭費、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分、所得割額独自軽減の5項目について、都広域連合を構成する62区市町村が、独自に一般財源を投入する特別対策等を引き続き実施する。

算定案では、都広域連合の合計で特別対策は約230億円となっている。

3 算定案

		令和6・7年度	令和8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	51,100円	3,800円	8.0%
	子ども・子育て支援金分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	9.60%	▲0.07 ポイント	▲0.7%
	子ども・子育て支援金分		0.25%	0.25 ポイント	
賦課限度額	医療分	80万円	80万円	0円	0%
	子ども・子育て支援金分		2万円	2万円	
一人当たり平均保険料額（東京都）		111,356円	123,827円	12,471円	11.2%

【保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算）】 単位：円

年金収入額	軽減割合		保険料額（年額）			
	均等割額	所得割額	R7年度	R8・9年度	R7年度との増減	
					増減額	増減率
153万円	7割軽減	—	14,100	15,600	1,500	10.6%
168万円	7割軽減	50%軽減	21,400	23,000	1,600	7.5%
173万円	5割軽減	25%軽減	38,100	40,900	2,800	7.3%
198万円	5割軽減	軽減なし	67,100	70,400	3,300	4.9%
224万円	2割軽減	軽減なし	106,400	111,800	5,400	5.1%
240万円	軽減なし	軽減なし	131,400	138,000	6,600	5.0%
400万円	軽減なし	軽減なし	269,200	278,400	9,200	3.4%
430万円	軽減なし	軽減なし	292,900	302,500	9,600	3.3%
986万円	軽減なし	軽減なし	770,800	789,300	18,500	2.4%
1,017万円	軽減なし	軽減なし	800,000	818,400	18,400	2.3%
1,019万円	軽減なし	軽減なし	800,000	820,000	20,000	2.5%

※賦課限度額は医療分800,000円、子ども分20,000円

※網掛け部分は賦課限度額到達 医療分 子ども・子育て支援分

旧但し書き所得階層別の被保険者割合（概算）		被保険者数 R7.6.25時点 (概算)
0円	52.71%	950,551
1円～150,000円	3.09%	55,776
150,001円～200,000円	0.92%	16,652
200,001円～450,000円	4.68%	84,324
450,001円～710,000円	4.93%	88,785
710,001円～870,000円	3.20%	57,641
870,001円～2,295,000円	18.60%	335,408
2,295,001円～2,540,000円	1.51%	27,271
2,540,001円～7,482,000円 ※子ども分限度額到達	7.38%	133,094
7,482,001円～7,785,000円	0.12%	2,130
7,785,001円～ ※医療分限度額到達	2.86%	51,608

(出典：都広域連合作成資料)

4 今後見込まれる保険料算定の変動要因

(1) 12月の国の通知で確定するもの

- ① 診療報酬の改定率
- ② 均等割額の軽減判定所得
- ③ 給与所得控除の最低保証額の増額（103万円の壁）の影響

(2) その他の変動要因

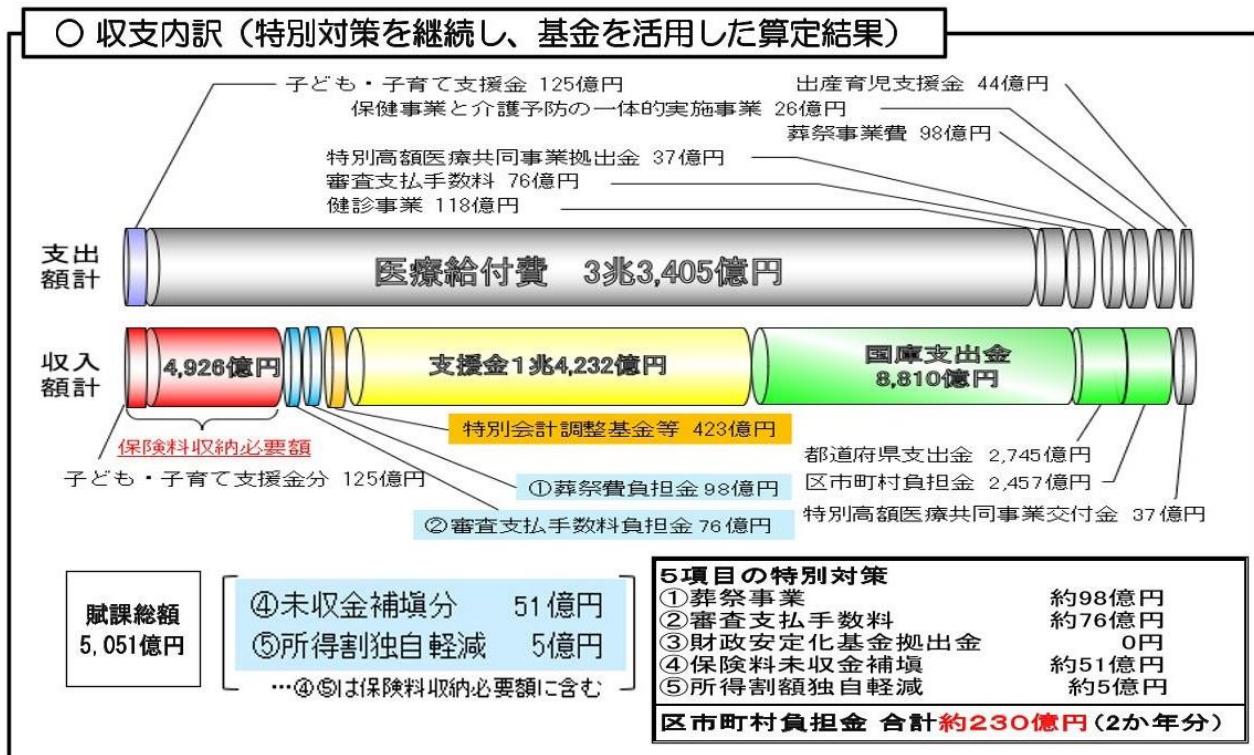
- ① 1人当たり医療給付費（12月実績を基に推計）

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年1月 都広域連合協議会で最終案協議
区長会に都広域連合より最終案報告
都広域連合議会で「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」一部改正
- 2月 各区市町村議会に「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」上程（第1回定例会）
- 4月 規約変更の公表

【参考】

●都広域連合の令和8・9年度保険料の算定案における収支内訳



(出典：都広域連合作成資料)

●都広域連合協議会

都広域連合の運営に関して、必要な調整及び協議を図るための関係区市町村の協議組織
構成員 区長会代表6名、市長会代表6名、町村会代表2名、広域連合長1名、副広域連合長3名（副広域連合長のうち関係区市町村長から選任される者）

●都広域連合議会

定 数 31人（区17人、市12人、町村2人）

選任方法 関係区市町村議會議員から関係区市町村議会による間接選挙（任期2年）

●区の75歳以上人口推計

令和5年7月時点の将来人口推計（外国人を含む）

令和7年（2025年）	109,206人	※1月1日時点の実績
令和8年（2026年）	110,214人	前年比 0.9%増加
令和9年（2027年）	110,757人	前年比 0.5%増加
令和10年（2028年）	111,010人	前年比 0.2%増加
令和11年（2029年）	110,760人	前年比 0.2%減少

(出典：世田谷区年齢別人口・世田谷区将来人口推計)

※区の後期高齢者医療被保険者数（令和7年10月末）・・・108,443人

(出典：都広域連合作成資料)